

# 原子力だより みやぎ

VOL. 121  
Summer

- 02 特集 原子力の新しい「安全論理」とはどのようなものか
- 06 女川原子力発電所周辺の環境放射能調査結果
- 08 女川原子力発電所周辺の温排水調査結果
- 10 農林水産物の放射能の測定
- 12 お知らせコーナー



東北大学名誉教授  
北村 正晴 氏

## 特集 原子力の新しい「安全論理」とは どのようなものか

原子力における「安全論理」とはどのようなものであり、また、それは福島第一原子力発電所の事故発生を受け、どう変わってゆくのでしょうか。原子力安全工学がご専門で、長年にわたって原子力関係施

設が立地する地域の住民の方々との「対話」を実践されてきた東北大学名誉教授の北村正晴先生に、事故後の新しい「安全論理」の考え方を分かりやすくお話ししていただきました。











# お知らせコーナー

## 東京電力福島原子力発電所事故の損害賠償請求について

### 本県農林水産物の風評被害と「中間指針第三次追補」について

平成25年1月、国の「原子力損害賠償紛争審査会」は「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針(以下「中間指針」)第三次追補」を策定しました。

平成23年8月に策定された中間指針では、本県農林水産物の風評被害の対象は、出荷制限指示を受けた牛肉及び肉用牛に限られていましたが、中間指針第三次追補では、新たに損害賠償の対象となる風評被害の品目・地域が追加され、本県農林水産物のほとんどが損害賠償の対象となりました。また、これらの農林水産物を扱う食品製造業や流通業等も対象と認められました。

これにより、県内の損害賠償がこれまでよりも円滑で速やかに進むことが期待されています。

表／中間指針及び中間指針第三次追補における農林水産物の風評被害に関する主な賠償の範囲

項目 県名	品目等									
	農産物(食用)	茶	林産物(食用)	花き	畜産物(食用)	牛肉・肉用牛	水産物(食用・飼料用)	家畜飼料・薪・木炭	家畜排泄物堆肥	牛乳・乳製品
北海道							○			
青森			○			○	○			
岩手	○		○			○	○	○	○	○
宮城	○	○	○			○	○	○	○	○
秋田						○				
山形						○				
福島	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
茨城	○	○	○	○	○	○	○		○	○
栃木	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
群馬	○	○	○			○	○			○
埼玉	○	○	○			○				
千葉	○	○	○			○	○		○	
東京		○	○						○	
神奈川		○	○							

【凡例】 ○:中間指針(平成23年8月5日策定)により認められた品目  
 ◎:中間指針第三次追補(平成25年1月30日策定)により認められた品目  
 ※農林水産物の風評被害に関する項目の北海道・東北・関東地方部分を抜粋

### 損害賠償請求の手続について

東京電力に対して損害賠償請求するには、次の方法があります。

#### ① 直接請求

東京電力所定の請求書式等を記入し、必要書類を添付して、郵送等により、直接東京電力に請求する方法です。東京電力所定の請求書式は、「東京電力福島原子力補償相談室(コールセンター ☎0120(926)404)」に問い合わせて入手します。

#### ② 和解仲介申立

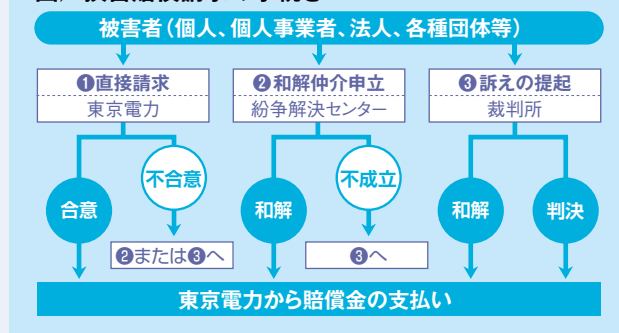
国が設置した原子力損害賠償紛争解決センター(以下「紛争解決センター」)へ、和解仲介の申し立てを行う方法で、文部科学省のホームページ等から入手した和解仲介申立書を記入し、必要書類とともに郵送して和解仲介を申し立てします。

文部科学省ホームページ ▶ [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/genshi\\_baisho/jiko\\_baisho/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/index.htm)

#### ③ 訴えの提起

東京電力に対する直接請求や紛争解決センターによる和解仲介が不調となった場合には、損害賠償を求めて裁判を行う方法もあります。なお、初めから裁判を起こすことも可能です。

### 図／損害賠償請求の手続き



### 和解仲介の途中で時効が経過した場合の特例について

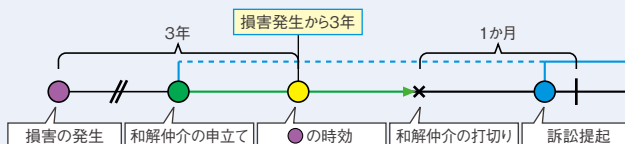
事故等による損害賠償請求は、民法で、損害及び加害者を知ったときから3年の時効が定められていますが、裁判所への訴え等により時効にかからないようすること(時効の中断)が可能です。

「原賠ADR時効特例法\*」は、今回の原発事故に関する損害賠償請求について、紛争解決センターでの和解仲介の途中で時効が経過した場合でも、打ち切りの通知を受けた日から1か月以内に裁判所に訴えを起せば、紛争解決センターへの和解仲介の申し立て時に訴えがあったものとして、時効の中断が認められるもので、平成25年6月5日に公布・施行されました。

\*東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律

### 図／原賠ADR時効特例法の概要

和解仲介を申し立てた者が、和解仲介の打ち切りの通知を受けた日から1か月以内に裁判所に訴えを提起した場合には、和解仲介の申し立ての時に訴えを提起したこととみなす。



## 原子力だよりみやぎ

宮城県環境生活部原子力安全対策課  
 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

Tel.022-211-2607 Fax.022-211-2695  
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gentai/>

原子力だよりみやぎへのご意見ご感想がありましたら、下記までお願いします。  
 E-mail: [gentai@pref.miyagi.jp](mailto:gentai@pref.miyagi.jp)

この広報誌は25,000部作成し1部あたりの単価は約36.2円となっています。



環境に優しいベジタブルインキと再生紙を使用しています